



経理の窓 8月号

平成25年8月1日号

連日厳しい暑さが続きます。くれぐれもお体大切に、お過ごしください。

今月の税務

法人 : 6月決算法人の確定申告と納付
個人 : 市・県民税の第2期分の納付
個人事業税の第1期分の納付

消費税改正と実務対応について

消費税の増税判断が、景気条項により9月にされるとの報道があります。今回の判断は8%への引き上げについてされます。法律に沿えば引き上げられる状況です。

消費税改正による実務への影響をまとめます。

引き上げ後は、決算日がいつであっても消費税率が5%と8%の取引が混在することになります。10%に引き上げ後は、5%と8%と10%の取引が混在することになります。

(原則的な取扱い)

●消費税の資産の譲渡等の原則

○棚卸資産の譲渡の時期～引渡しのあった日

(出荷時、検収時、受注確認時等法人の経理基準にあわせる)

○請負、役務提供の資産の譲渡等の時期

- ・物の引渡しを要する請負契約～その目的物の全部を完成して相手方に引渡した日
- ・物の引渡しを要しない請負契約～役務提供の全部を完了した日

○資産の貸付け

- ・契約や慣習により支払日が定められているもの～支払を受けるべき日
- ・支払日が定められていないもの～支払を受けた日

●適用日の原則

- ・税率8% 施行日 平成26年4月1日 指定日 平成25年10月1日
- ・税率10% 施行日 平成27年10月1日 指定日 平成27年4月1日

(経過措置) ～経過措置は、任意適用ではありません。

要件を満たす場合には、必ず改正前の税率が適用されます。

○決算締切日の適用 (事例 3月決算で3月20日を決算締切日としている場合)

- ・法人税基本通達2-6-1の取扱いを適用している場合は、消費税の申告も適用されません。平成26年3月21日から平成26年3月31日の間は、5%の税率を適用します。

○売上、売上値引き等

- ・売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除（値引、返品、割戻し）は課税資産の譲渡等を行ったときの税率を適用します。

○請負契約等の経過措置

- ・平成25年10月1日（指定日）の前日までにした契約は、いつ引き渡しても改正前の消費税率（5%）になります。「請負契約」で「仕事の目的物の引渡しが一括して行われるもの」「相手方の注文が付されているもの」との要件があります。
- ・適用要件を満たすことについて明らかにする契約書その他の書類の作成が肝要です。

○仕入、仕入値引き等

- ・仕入に係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除（値引、返品、割戻し）は、課税資産の引渡を受けたときの税率で控除します。

○旅費運賃等の経過措置（旅費交通費、交際費）

- ・施行日前に購入したものは、改正前の消費税率（5%）になります。
- ・ICカードへチャージした時点では、乗車券の販売を行っていることになりません。

○電気料金等の経過措置（水道光熱費、通信費）

- ・電気・水道・ガス・電話料金など、施行日前より継続して供給されるもので施行日から平成26年4月30日までの間に料金が確定するものは、改正前の消費税率（5%）が適用されます。それ以後に確定するものは、期間按分計算になります。

○予約販売等に係る書籍等、特定新聞等の経過措置（新聞図書費）

- ・定期的に発行される新聞雑誌等で、発行者の指定する発売日が、平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるものは、改正前の税率（5%）になります。

○資産の貸付けに関する経過措置（地代家賃、賃借料）

- ・平成8年10月1日から平成25年10月1日（指定日）の前日までの間に締結した資産の貸付に係る契約で、平成26年4月1日（施行日）前から同日以後引き続きその契約に係る資産の貸付けを行っている場合で、契約の内容が次の①及び②又は①及び③に該当するときは、施行日（平成26年4月1日）以後の貸付けに係る消費税は、改正前の税率（5%）が適用されます。

但し、指定日以後に対価の額の変更があった場合、変更後の貸付けについては、改正後の税率が適用されます。

①貸付期間とその間の対価の額が定められていること

②事情の変更等で対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと

③契約期間中にいつでも解約の申し入れをすることができる旨の定めがないこと

その他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること

○貸倒れに係る消費税額の控除等（貸倒損失）

- ・課税資産の譲渡等を行ったときの税率を適用します。

○通信販売の経過措置

- ・通信販売の方法により商品を販売する事業者が平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込を受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売は、改正前の税率（5%）が適用されます。

経過措置については、国税庁のホームページに、『消費税法改正のお知らせ』平成25年3月・『平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A』が掲載されています。

（消費税転嫁対策法）

『消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための

消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法』

平成25年6月5日成立 平成25年10月1日施行

○概要

1：消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

消費税の転嫁拒否等の行為にあった場合には、相談窓口が設置されています。

2：消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

事業者は、以下に掲げる消費税の転嫁を阻害する表示をしてはなりません。

(1) 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

(2) 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって、消費税との関連を明示しているもの

(3) 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって、(2)に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

3：価格の表示に関する特別措置

総額表示義務の特例措置

税込価格と誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない。平成25年10月1日から平成29年3月31日までの時限的な措置

4：消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

・転嫁及び表示カルテルについて、独占禁止法の適用除外

・公正取引委員会への届出制

・転嫁カルテル～消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為

・表示カルテル～消費税の表示の方法の決定に係る共同行為

資料 小冊子「消費税の転嫁対策措置法 5つのポイント」 日本商工会議所編
PDFは、日本商工会議所のホームページからダウンロードできます。

○転嫁対策 価格転嫁できない場合、収益と資金繰りがともに悪化します。

対応 価格転嫁がどの程度可能かの検討

消費税額の表示方式を確認、外税方式の採用の検討

(総額表示では、価格表示を2回も変更する必要があります。)

価格転嫁ができなかった場合では、条件にもよりますが

原則課税(税抜処理)の場合、売上が減少して、納税額が増加します。

簡易課税(税込処理)の場合、仕入・経費が増えて、納税額も増加します。

免税事業者の場合、仕入・経費が増えます。納税額は、0です。

(消費税込みの売上は、改正後も変わらないとした場合です。)

○資金繰り対策

価格転嫁ができたとしても消費税の納税額、仕入等代金の支払資金は、増加します。

対応 増加する運転資金の手当て

売上のアップと同時にコストを削減して利益を確保する経営改善

売掛金回収の徹底(回収ができないと仮受消費税も回収できない)

資金繰りへの影響の確認

増加する納税資金はどれくらいかを試算(直近の確定消費税額÷5×3又は5)

消費税の申告納税額は、約2倍に(5%が10%に増税された場合)

消費税の納税資金を資金繰り表に、含める。

運転資金に流用している場合には、申告納税時の資金負担が重くなる。

増加する運転資金がどれくらいかを試算

価格転嫁できなかった場合の利益や業績への影響の試算

○経理実務・価格表示(システムへの対応)

複数税率混在対策(5%、8%、10%)

対応 請求書発行やレジシステムの変更の準備、財務会計等のシステムの対応を確認

会計システム・請求書の発行システムなど基幹システムが税率変更に対応しているかどうか

複数の税率を適正に経理処理できるか

売掛金や買掛金の取引時の税率を正しく確認できる管理方法かどうか

消費税の増税に伴う税額計算の実務処理についての確認

